



収支報告書

令和 年 分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな)

自由民主党鹿児島県防衛支部

2 主たる事務所の所在地

鹿児島市城山町2-30 ニズビル203号

3 代表者の氏名

川畠 初天

4 会計責任者の氏名

小橋田 博



事務担当者の氏名

徳田 佐次

(電話)

099-266-2943

(電話)

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類

資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

政治団体の区分

- | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|----|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政治の支部 | 党 | の | 支 | 党部 | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金団体 | 政 | 治 | 資 | 金 | 團 | 體 | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 | 政 | 治 | 資 | 金 | 規 | 正 | 法 | 第 | 18 | 条 | の | 2 | |
| <input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体 | 第 | 1 | 項 | の | 規 | 定 | に | 由 | る | 政 | 治 | 團 | 體 |
| <input type="checkbox"/> その他の政治団体 | そ | の | 其 | 他 | の | 政 | 治 | 團 | 體 | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 | そ | の | 其 | 他 | の | 政 | 治 | 團 | 體 | の | 支 | 部 | |

活動区域の区分

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | 2 | 以 | 上 | の | 都 | 道 | 府 | 県 | の | 区 | 域 | 等 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 | 同 | 一 | の | 都 | 道 | 府 | 県 | の | 区 | 域 | 内 | |

国会議員関係政治団体の区分

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 | 政 | 治 | 資 | 金 | 規 | 正 | 法 | 第 | 19 | 条 | の | 7 | 第 | 1 | 項 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 | 政 | 治 | 資 | 金 | 規 | 正 | 法 | 第 | 19 | 条 | の | 7 | 第 | 1 | 項 | 第 | 2 | 号 | に | 係 | る | 国 | 会 | 議 | 員 | 關 | 係 | 政 | 治 | 團 | 體 |

公職の候補者
の 氏 名

公職の種類

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

収支の状況

前年の報告書を確認のうえ記載すること。
繰越のない場合は「0」とすること。

1 収支の総括表

収入総額	A (①+②)	十億	百万	5	5	5	9	7	2	円		
(前年からの繰越額)	①						2	6	8	9	7	0
(本年の収入額)	②						2	9	4	0	0	2
支出総額	B						2	2	9	6	0	7
翌年への繰越額	A - B						3	2	3	3	6	5

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	十億	百万	2	9	4	0	0	0	円
員数 (党費又は会費を納入した実人数を記載すること)									80

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額						備考
(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円			
[うち特定寄附]							
(イ) 法人その他の団体からの寄附							内訳は(その7)へ
(ウ) 政治団体からの寄附							
小計 (ア) + (イ) + (ウ)							
寄附のうちは寄附の [あつせんによるも]の							内訳は(その8)へ
イ政党匿名寄附							内訳は(その9)へ
合計 (ア + イ)							

法人その他の団体が構成員として負担する「党費」又は「会費」は、政治資金規正法では、寄附として取扱われるため、本欄ではなく、寄附の欄に記載すること。

(その6)

(6) その他の収入

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってなされたときは、その合計金額)が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその額及び年月日を記載し、1件当たりの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を「1件10万円未満のもの」欄に記載すること。

2 「摘要」欄には、収入の基図となった事実を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、年月日を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費					
(1) 人 件 費					
(2) 光 熱 水 費					
(3) 備 品・消 耗 品 費			5	8	87
(4) 事 務 所 費					
小 計			5	8	87
					① ((1)~(4)の合計)
2 政 治 活 動 費	十億	百万	千	円	
(1) 組 織 活 動 費					
(2) 選 挙 関 係 費					
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					ア~エの合計を記載すること
ア 機関紙誌の発行事業費					
イ 宣 伝 事 業 費					
ウ 政治資金パーティー開催事業費					
エ そ の 他 の 事 業 費					
(4) 調 査 研 究 費					
(5) 寄 附・交 付 金			1	9	1700
(6) そ の 他 の 経 費			3	2	020
小 計			2	2	3720
合 計			2	2	9607
					② ((1)~(6)の合計)
					①+②

→ 合計額が様式(その2)の支出総額(B)と一致すること。

内訳は様式

(その14)へ

※資金管理団体および個人議員

選政治団体のみ

内訳は様式

(その15)へ

(その15)

← (その13) の「その他の経費」の額と一致すること

- (備考) 1 1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときはその合計金額）が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その14)

- (備考) 1 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。)に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。
3 「支山の目的」の欄には、該当支山の目的を具体的に記載すること。
4 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳

(その13) の「寄附・交付金」の額と一致すること

(備考) 1 1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上の支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

2 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が1万円を超える支出については、その支出を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載すること。「支出の目的」の欄には、当該支出の目的を具体的に記載すること。

3 支出のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみ記載すること。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

- (備考) 1 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「☑」を記入すること。
 2 「有」に記入した場合、項目別に様式(その18)に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国會議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年3月30日

政治団体の名称

自由民主党鹿児島県防衛支部

会計責任者の氏名

小 福 田 博


代表者の氏名(解散団体のみ)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。